

CHUO GAKUIN
UNIVERSITY

CAMPUS GUIDE

目次

キャンパスマップ 2

バリアフリーマップ 4

施設案内

中央学院100周年大学記念館(本館)
..... 6

30周年記念館(6号館) 8

図書館 10

学生会館 Via 12

インフォメーション 14

重要事項

欠席・休学・退学等 16

学生サポート

アルバイトについて 17

マナーについて 19

学生相談室 20

保健管理室 21

学生相談員 22

学習相談デスクについて 22

障害学生支援について 23

保険 24

その他

消費者トラブル 25

クーリング・オフ制度 27

カルト的団体勧誘トラブル 28

薬物乱用防止に関する注意 28

飲酒に関する注意 29

ストーカー対策 30

SNS利用の注意 31

近郊ガイド 巻末

建学の精神

公正な社会観と倫理観の涵養

教育の理念

少数教育を通じて公正な社会観と倫理観を涵養し、人権感覚や共生意識を育むことにより、複雑化する現代社会を生き抜くための実力と創造力を備え、社会に貢献できる有能な人材を育成する

中央学院大学校歌

広井大三／作詞 山田昌弘／作曲

1 東原 沃す 大利根の

流れはつきず 幾世代

われらの行く手 道 はるか

未来の曠野 拓くため

いどむ学徒の 眸 見よ

ああ 誇りも高き

母校 中央学院

2 あかつき 染むる 筑波山

雄姿聳え 幾星霜

われらの行く手 道 はるか

希望の大地 踏みしめて

すすむ 学徒の 意気を見よ

ああ 歩みゆたけき

母校 中央学院

3 蒼天 高く 緑濃し

青雲 馳する 幾山河

われらの行く手 道 はるか

真理の世界 求めつつ

はげむ 学徒の 叡智見よ

ああ 力みなぎる

母校 中央学院

学校法人 中央学院

中央学院大学

(大学院商学研究科・
商学部商学科・
法学部法学科・
現代教養学部現代教養学科)

中央学院大学
中央高等学校
(全日制普通科・商業科)

中央学院高等学校
(全日制普通科)



学校法人中央学院は
2025年10月に学校創立125周年を迎えました

キャンパスマップ

中央学院100周年大学記念館(本館)

- 1F 教務グループ、学生・国際交流グループ
学生相談室、保健管理室
管財グループ
- 2F 121 教室
就職グループ
入試グループ
- 3F 131、132 教室
13A～13F 教室
- 4F 14A～14N 教室
- 5F 151(調理室)～153 教室
アクティブセンター
学友会
- 6F 経理研究室、行政研究室
法制研究室、現代教養研究室
コンピュータ研究部
教職課程スタディールーム
- 7F 企画戦略グループ、経理グループ
- 8F 庶務グループ、法人事務室

30周年記念館(6号館)

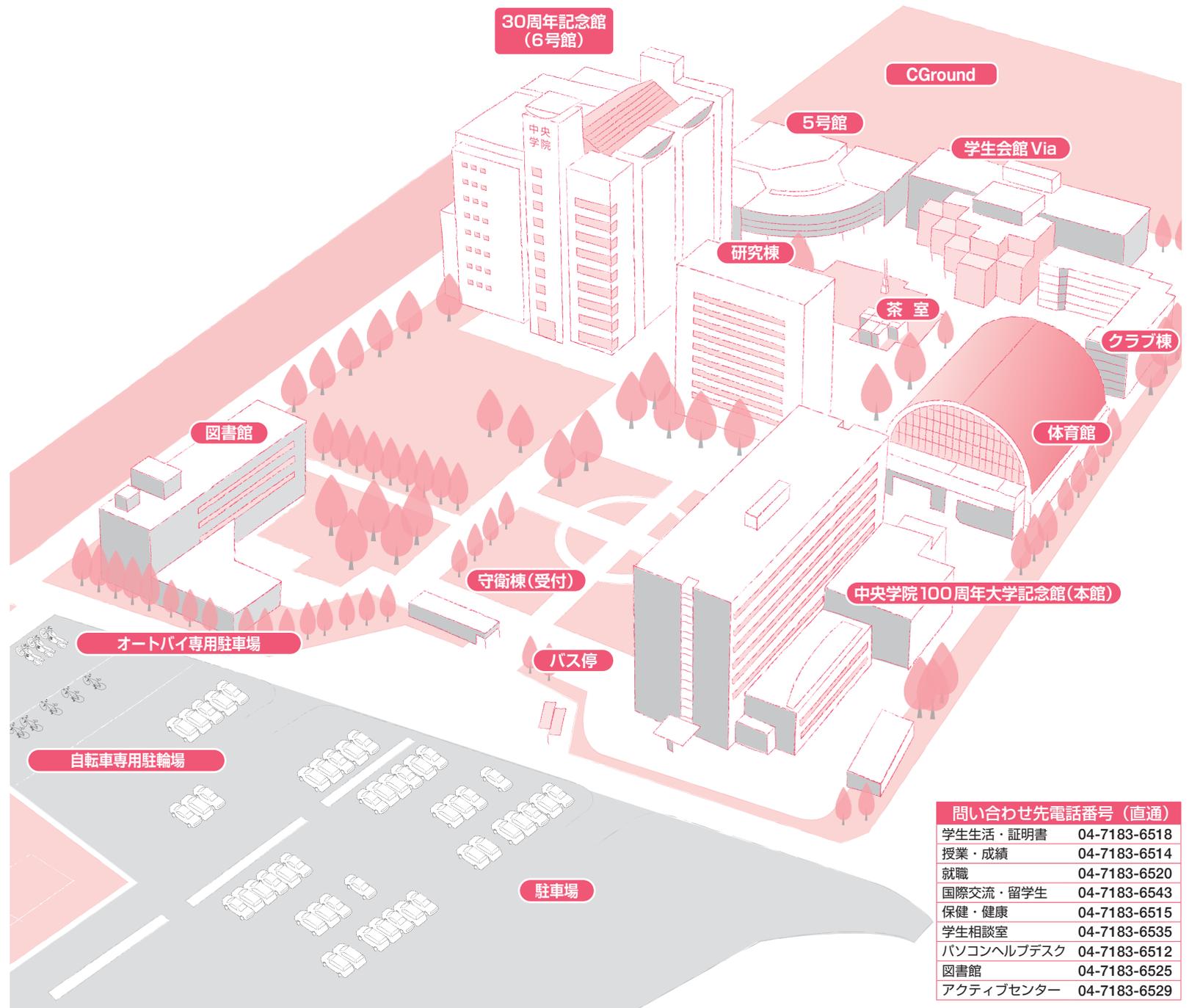
- 1F 611、612 教室
セブン-イレブン
- 2F 621～625 教室
- 3F 631～635 教室
- 4F 641～647 教室(646模擬法廷教室)
- 5F 651～659 教室
- 6F 661～668 教室
- 7F 671～674 教室
アクティブラーニング小教室
スタディールーム
- 8F 681、682 教室
情報メディアグループ

5号館

- 1F 511～513 教室
- 2F 521～523 教室

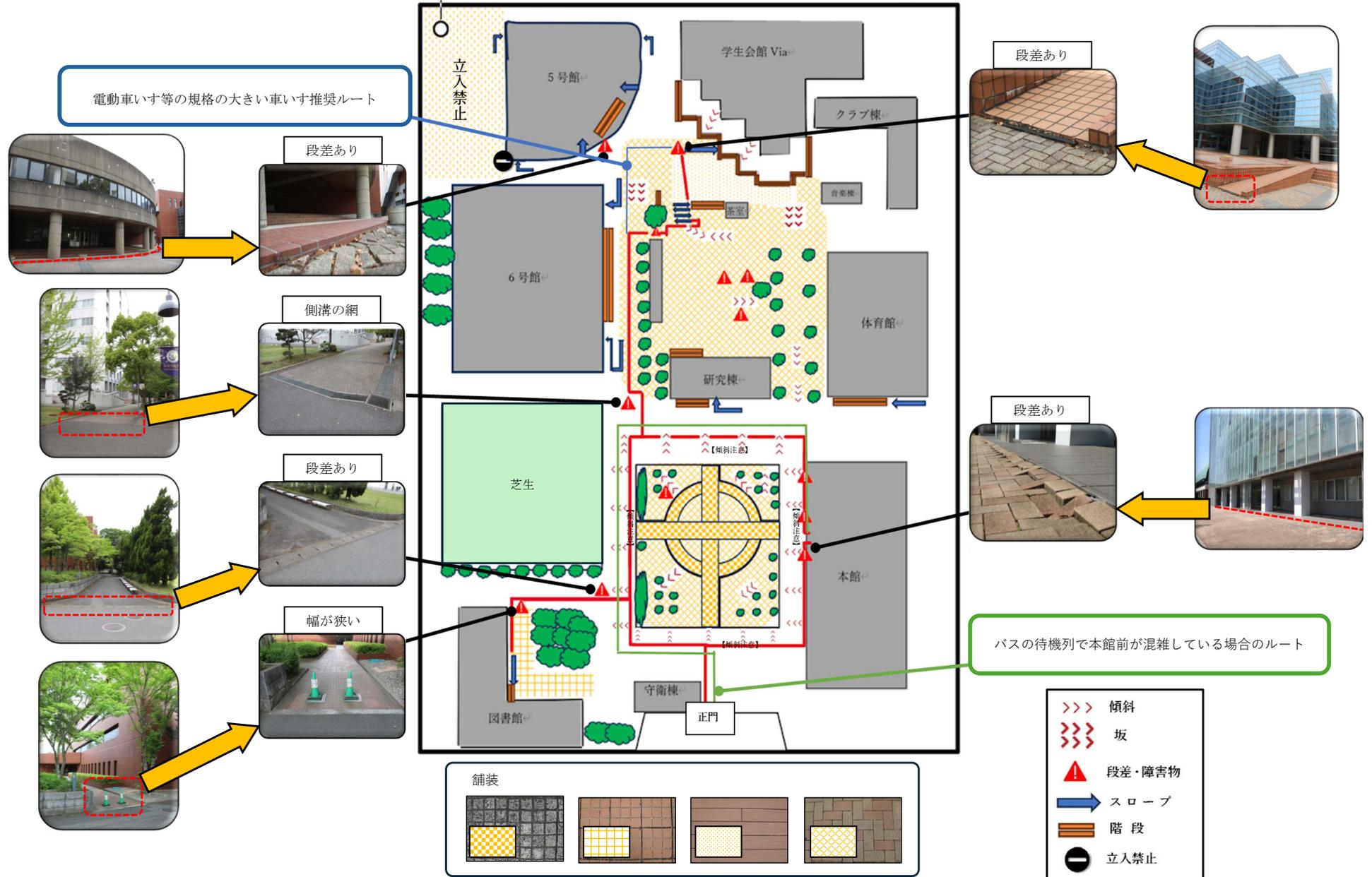
研究棟

- 1F 受付(教員室)
- 2F 会議室
- 3F～8F 研究室
- 9F 院生研究室、院生談話室
- 10F 会議室



問い合わせ先電話番号(直通)	
学生生活・証明書	04-7183-6518
授業・成績	04-7183-6514
就職	04-7183-6520
国際交流・留学生	04-7183-6543
保健・健康	04-7183-6515
学生相談室	04-7183-6535
パソコンヘルプデスク	04-7183-6512
図書館	04-7183-6525
アクティブセンター	04-7183-6529

バリアフリーマップ (車いす用)



2023年度現代教養学部卒業論文の一部として作成(齋藤大輔ゼミ・富永亜衣さん)

施設案内 | 中央学院100周年大学記念館(本館)

学校法人中央学院創立100周年記念事業の一環として建設されました。

この「中央学院100周年大学記念館」は、21世紀における本学の教育・研究のあるべき姿を熟慮して建設されました。セキュリティシステムが充実した地上8階建て、延床面積約1万1千平方メートルの、正面全体が開放感あるガラスで覆われた瀟灑な建物です。



モニュメント「波動」



1階ロビーの壁面を大きく美しく彩っている陶壁モニュメント「波動」。これは中央学院大学後援会よりご寄贈いただいた作品で、大胆に構成された渦を時の流れに見立て、土を彫刻的に力強く彫り上げて時代のうねりをダイナミックに表現。限りなく広がる空と人間の命のシンボルとしての水を「青」の色に託しています。

モニュメント「飛翔」

正面前中庭に立つ鍍金の像です。像には、学生たちが、師を越え世界にはばたいてほしい、という願いが込められています。この「飛翔」も、中央学院大学後援会よりご寄贈いただきました。

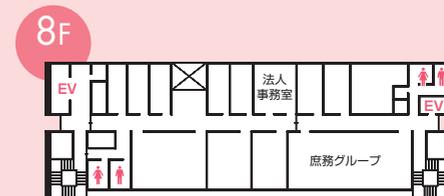
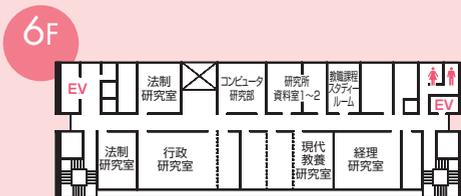
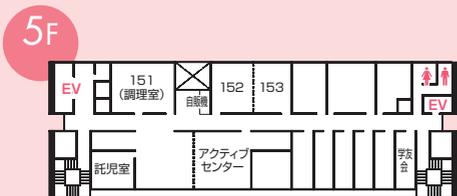
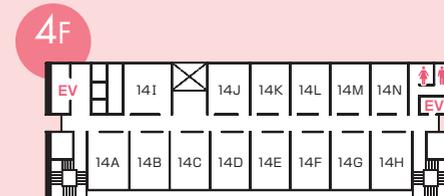
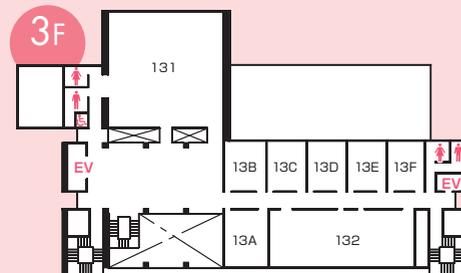
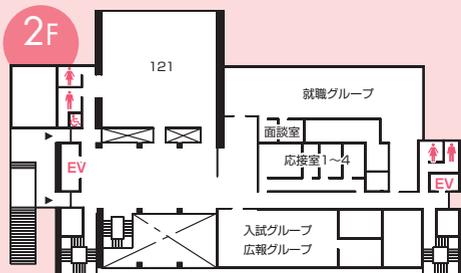
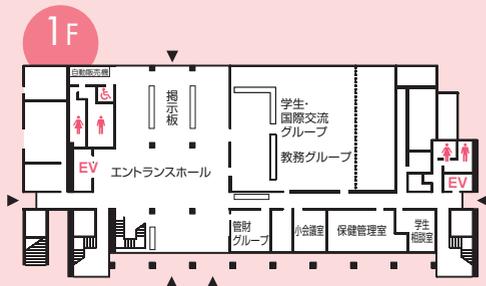
制作者のこぼれ

天空に舞い踊るイルカの群れ
その姿を優しく大きな
母なる両手でつつみ込んで
より大きくはばたく様に！
かがやく未来に願いを込めて
イルカは学生達の姿!!
愛されて癒されて
立派に巣立って行く様に
前に!! 前に!!

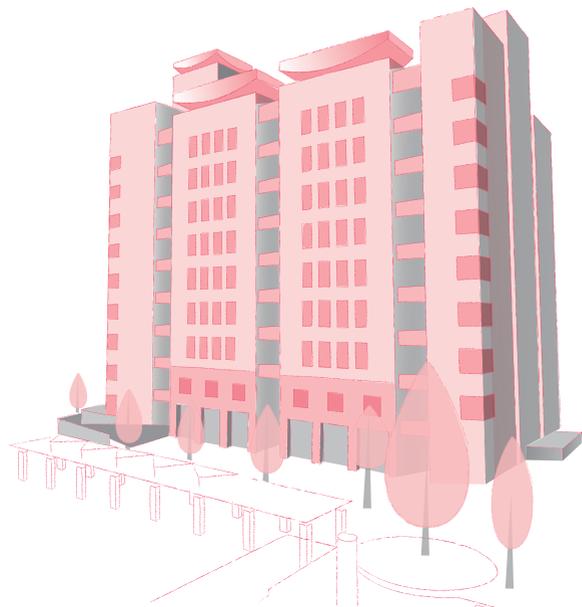


中央学院100周年大学記念館(本館)

- 8F 庶務グループ、法人事務室
- 7F 企画戦略グループ、経理グループ
- 6F 経理研究室、行政研究室
法制研究室、現代教養研究室
コンピュータ研究部
教職課程スタディールーム
- 5F 151(調理室)～153 教室
アクティブセンター
学友会
- 4F 14A～14N 教室
- 3F 131、132 教室
13A～13F 教室
- 2F 121 教室、就職グループ
入試グループ、広報グループ
- 1F 教務グループ、学生・国際交流グループ
学生相談室、保健管理室、管財グループ



施設案内 | 30周年記念館 (6号館)



30周年記念館(6号館)は地上9階・地下1階建て、延床面積約1万9千平方メートルという大スペースに様々な設備・機器を導入した校舎です。アトリウムにある色とりどりの吹き流しは万国旗をイメージしており、大学の国際化を象徴しています。



アトリウム



スタディールーム



模擬法廷教室

ブロンズ像「商の神」「法の神」

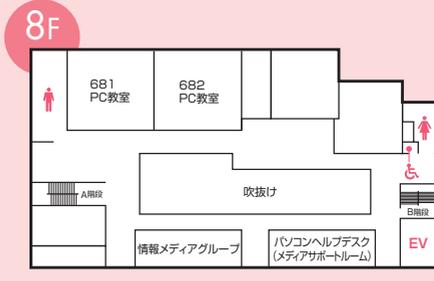
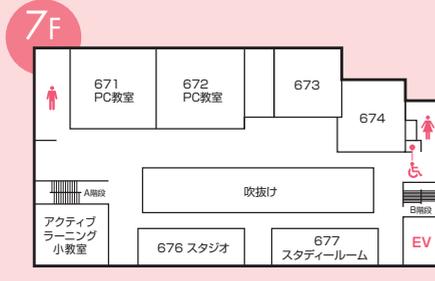
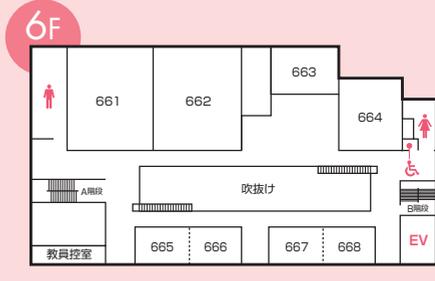
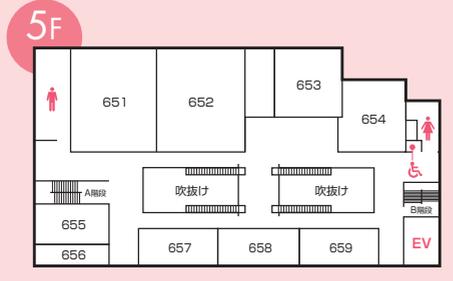
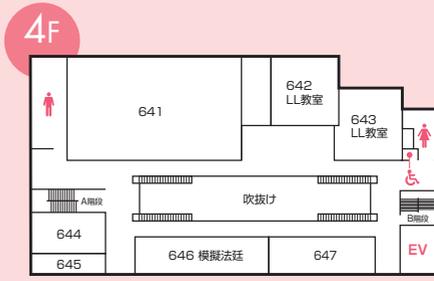
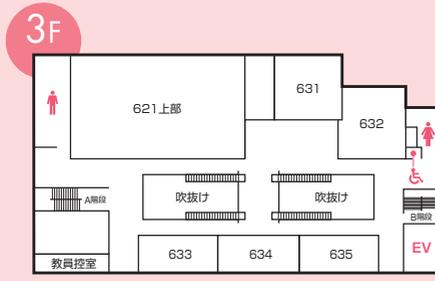
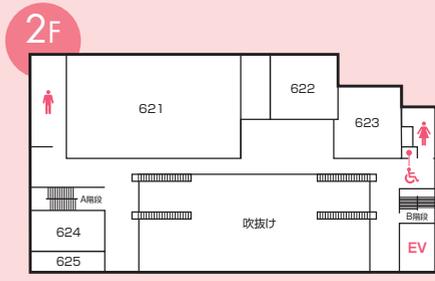
平成8年に30周年記念館が竣工するにあたり、中央学院大学後援会より著名な神野義衛氏製作のブロンズ像が寄贈されました。

向かって右側の像は、ギリシャ神話に登場する「商業の神」ヘルメスの像です。翼のついた鎧の広い帽子ペタソスをかぶり、足には翼のついたサンダルをはき、手にはケリュクエイオンと呼ばれる蛇の巻き付いた杖を持っているヘルメスは、商業・雄弁・競技の守護神として広く知られています。向かって左側の像は、「法と正義の女神」テミスの像です。その名の意味は、置き定められたもの、おきて。左手の天秤は事の善悪をはかる「裁きの天秤」。右手の剣は善と悪を切り分け、社会を悪徳から守るためのもの。このことからテミスは、古くから法の守護神として親しまれ、法律関係の施設によくこの女神像が飾られています。



法と正義の女神：
テミス

商業の神：
ヘルメス



施設案内 | 図書館

大学図書館には、専門書・教科書や資格取得のための問題集、研究論文だけでなく、小説や話題の新刊など、様々な資料があります。また、インターネットから、電子ブック、電子ジャーナル、データベース（朝日新聞クロスサーチ、TKC ローライブラリー、東洋経済デジタルコンテンツ・ライブラリーなど）アクセスできます。図書館はいつも静かな空間で、集中して勉強できる環境です。困った時は図書館のスタッフに尋ねてください。大学図書館は学びの場であり、知識の探求や成長をサポートする場所です。ぜひ利用して、大学生活をより充実させてください。

- **開館時間**
 授業実施期間中（月～金曜日） / 8:30 ~ 20:00
 授業期間（土曜日） / 10:00 ~ 17:00
 夏季・冬季・春季休業期間 / 9:00 ~ 17:00

- **休館日**
 日曜および大学指定休館日
 ※変更される場合がありますので
 ホームページ・掲示でご確認ください。

- **入館**
 入館するときは、入館ゲートのICタッチに
 学生証をかざして、一人ずつお入りください。

- **貸出（図書）**
 1～3年生 10冊まで 14日間
 4年生 20冊まで 30日間
 大学院生 20冊まで 30日間
 ※貸出には学生証が必要です。返却期限を厳守してください。

- **資料相談（レファレンス）**
 資料に関する質問や調査方法については、
 レファレンスカウンターでお尋ねください。

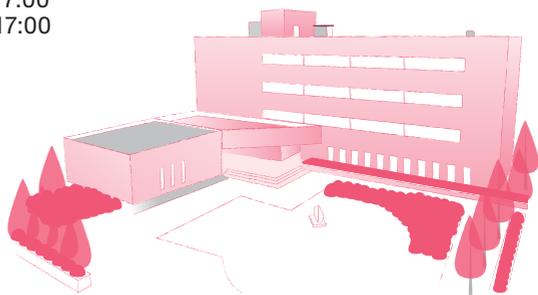
- **パソコンの利用**
 ・1階のパソコンコーナーは、自由に利用できます。
 ・2～4階のパソコンは蔵書検索（OPAC）用です。

- **視聴覚室**
 DVD/CD/LDのほか、漫画もあります。

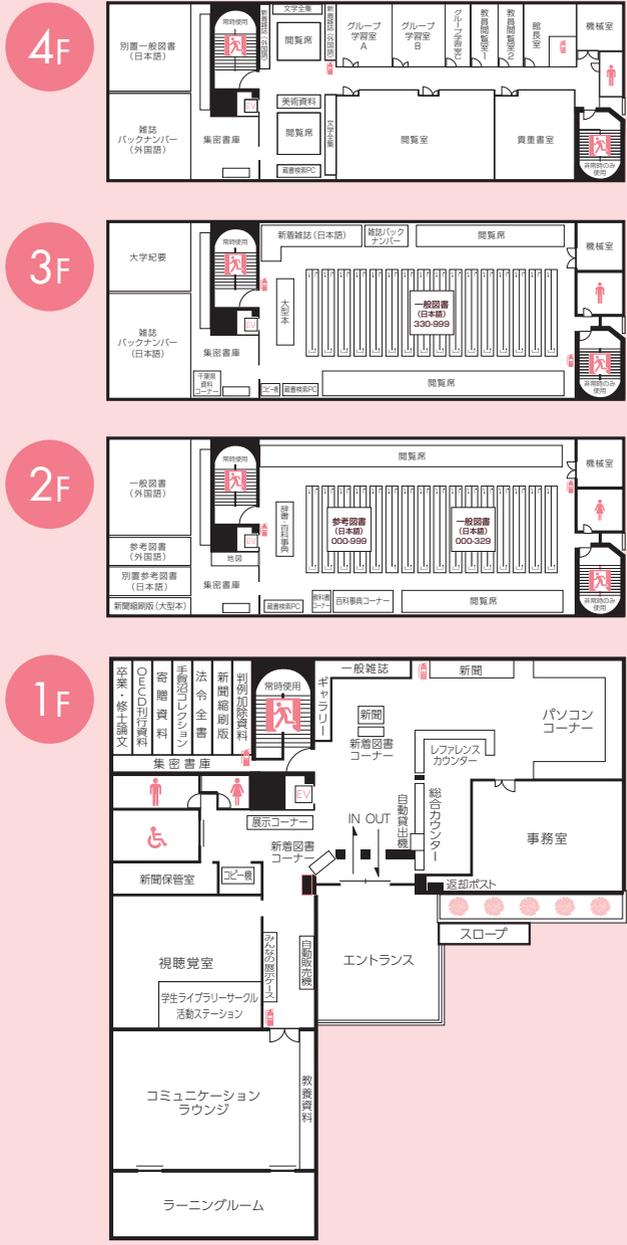
- **コミュニケーションラウンジ**
 気軽に情報交換ができるエリアです。ランチタイムやお菓子を食べながら、くつろぎの場として一人でも複数でも自由に利用できます。また、グループでの展示会やワークショップなど、アイデア次第でさまざまなイベントに活用できます。

- **学習相談デスクについて**
 図書館 1F コミュニケーションラウンジにて週に2日、勉強について（スケジュールの立て方、レポートの書き方、ノートのとり方、コメントペーパーのとり方など）相談員に相談できます。予約も可能です。予約先（04-7183-6518）学生・国際交流グループ

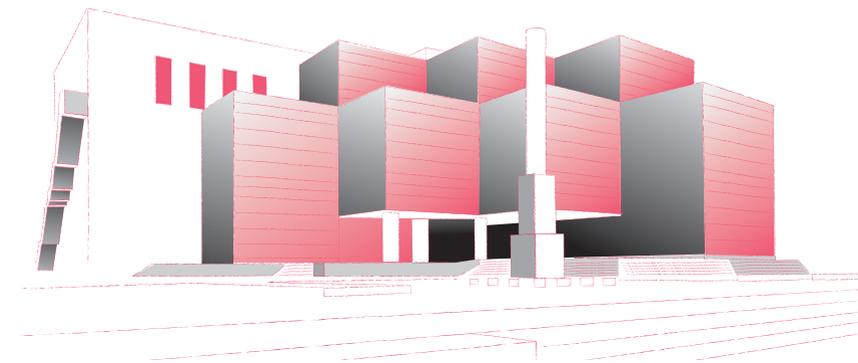
- **ラーニングルーム（1階）・グループ学習室（4階）**
 学習だけでなく、ミーティングや打ち合わせにも最適な環境です。2名から約30名が収容できる部屋まで、多様なニーズに対応しています。さらに、プレゼンテーション用機器を活用して、情報を視覚化し、より魅力的で効果的なプレゼンテーションを実現できます。利用希望者は、1階カウンターで申込みをしてください。



コミュニケーションラウンジ
 ※コミュニケーションラウンジでは飲食可
 携帯電話の通話可



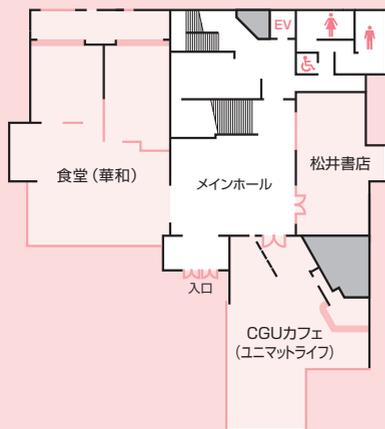
施設案内 | 学生会館 Via



キャンパスライフの拠点となる学生会館。名前は Via (ヴィア)。この名称は、学生からの公募によって決まったもので、イタリア語で「さあ!」という意味です。V = 役に立つ (Valuable)、I = 理想的 (Ideal)、A = 快適な (Amenity) の三つの頭文字を合わせたものでもあります。一日中にぎわいを見せる Via へどうぞ。

1F

食堂・華和：91席
CGUカフェ：77席



食堂 (華和)



ほっと安心できるメニューが魅力。人気のラーメン定食のほか、カレーライスや丼もの、うどん・そばなど種類も豊富で毎日飽きずに選べます。



購買部 / 書店 (松井書店)



書籍や雑誌、文具のほか、教科書や参考書も販売。本学のマスコットキャラクター「ちゅーいんこ」のグッズも多数取り揃えています。



CGU Cafe (ユニマツライフ)



パスタやパン、各種ドリンクなどの単品メニューの他に、お得なセットメニューもご用意しています。ほっとするカフェタイムをお楽しみください。



●開館時間

授業開講日 / 8:30 ~ 20:00

土日祝 / 閉館

長期休業中 / 10:00 ~ 16:00

※上記時間外の使用希望者は、学生・国際交流グループの許可を受けてください。

●注意事項

- ① 館内での掲示は禁止
- ② 食器は所定の場所に返却し、館外への持ち出しは禁止
- ③ 館内の備品等の持ち出しは禁止

① カフェエリア



ナチュラルシックな色味のエリア内に、気分で選べる様々なテーブルセットやソファーク席、電源付のハイカウンター席を設置。テーブルのタイプごとに異なる照明とさりげない緑が落ち着いたランチ・カフェタイムを演出します。

② インフォメーション



学生会館の利用に関することが何か困ったことや分からないことがあったら気軽に相談してください。

③ ミーティングエリア



ワイドなテーブルと少し背筋の伸びる白いチェアアは、資料を広げての意見交換にぴったり。ちょっとしたゼミの親睦会やクラブ・サークルの打ち合わせ、ランチをしながらのミーティングにも最適。テーブルのレイアウトは人数に合わせて変更可能です。

⑤ ラーニングエリア



ピーナッツ型のテーブルと円形のベンチは電源付きなので、ノートパソコンやタブレットを使った自主的学習やゼミなどでも利用可能。さらには、ゆったりと本を読むのに最適な読書スペースもあります。また壁側は、先生方からご提供いただいた書籍等が並ぶ「教員文庫コーナー」です。

⑥ リフレッシュエリア



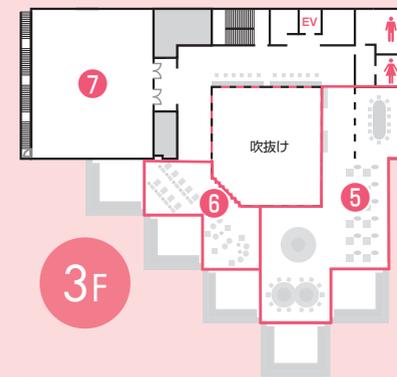
のびのびと足を伸ばせるチェアは全て一人掛け。一人静かに過ごしたり、中庭を眺めながら仲間と会話を楽しむこともできます。空白の時間を作ることも大事なことです。心の余裕が生まれるリフレッシュタイムには、この広々としたスペースをご利用ください。



④ コミュニティエリア



ゼミやクラブ・サークルの発表会、地域交流イベントのほか、オリンピック、本学の学生が出場する各種大会などのパブリックビューイング会場にも利用できます。電源付きの階段式鑑賞スペースやマットスペースでは、くつろいだテレビ鑑賞も可能です。



⑦ レセプションホール



各種イベントや会議、祝賀会、懇親会などのフォーマルなパーティにもご利用いただけます。利用人数や用途によって2分割での利用も可能です。

インフォメーション

中央学院100周年大学記念館（本館）



●教務グループ

- 授業、試験、成績についての相談
- ・履修に関する相談
 - ・授業の時間割に関する事
 - ・試験の実施に関する事
 - ・卒業、進級、成績に関する事
 - ・教職課程に関する相談 など

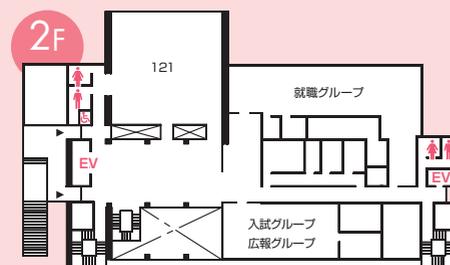
●保健管理室

- 健康に関するサポートをしています。
- ・学内でのけがや急病時の応急処置
 - ・健康相談
 - ・健康診断に関する事
 - ・医療機関の案内
 - ・感染症にかかった時の連絡や相談 など

●学生・国際交流グループ

- 学生生活全般に関する質問や相談
- ・各種証明書の発行
 - ・各種届出書類の受付
 - ・施設利用の受付および備品貸出
 - ・拾得物の保管、受渡し
 - ・各種奨学金、保険に関する事
 - ・学生団体に関する事
 - ・障害学生支援に関する事 など
- 海外留学、語学留学の相談
- ・留学生のサポート
 - ・海外提携大学との国際交流に関する事
 - ・海外留学の相談に関する事 など
- ### ●学生相談室
- 学生生活や人間関係など困ったことがあったら一人で悩まずに学生相談室へ。(相談の秘密は守られます)

中央学院100周年大学記念館（本館）



●就職グループ

- 就職に関することなら何でもOK
- ・就職相談、企業等の紹介
 - ・就職模擬試験等に関する事 など

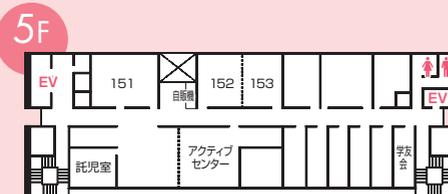
●入試グループ

- 入試に関する質問や相談
- ・高校生に向けた大学紹介
 - ・オープンキャンパス など

●広報グループ

- 大学広報に関する事
- ・大学案内、学報に関する事
 - ・公式ホームページ、SNSに関する事 など

中央学院100周年大学記念館（本館）



●アクティブセンター

- ・公開講座(生涯学習)に関する事
- ・各種資格取得講座に関する事
- ・公務員講座に関する事
- ・ボランティアに関する事 など



30周年記念館（6号館）



●パソコンヘルプデスク (メディアサポートルーム)

- ・学内のパソコンの利用に関する事



欠席・休学・退学等

欠 席

病気・ケガおよびその他やむを得ない理由により授業を欠席する場合は、まずは履修している各科目の先生へ CGU ポータル等からその旨の連絡をしてください。

その後、先生の指示に従って対応してください。

長期（1ヵ月以上）にわたって欠席する場合は、学生・国際交流グループにも連絡をしてください。詳細な流れは、大学ホームページにて確認してください。

就職活動（インターンシップ含む）により授業を欠席する場合は、就職グループまで問い合わせてください。

特別出席扱い（学校感染症にかかった場合）保健管理室

学校保健安全法に規定された「学校において予防すべき感染症（はしか・インフルエンザ・風しん・おたふくかぜ・百日咳・水ぼうそう・新型コロナウイルスなど）」にかかった場合、まずは保健管理室へ連絡してください。保健管理室にて所定の手続きをし、許可されますと「特別出席扱い」として配慮されます。

問 合 せ 連 絡 先：保健管理室または学生・国際交流グループ

大学ホームページ参照：大学 TOP → キャンパスライフ → 学生サポート → 保健管理室 →

学校感染症にかかった場合（はしか、インフルエンザ等）

休学・復学

病気、ケガおよびその他やむを得ない理由により2ヶ月以上就学が困難な場合は、学費の納入期限内に本学所定の「休学願（証明書自動発行機より発行）」にて休学を願い出ることができます。

休学の理由がなくなったときは、復学を願い出ることができます。ただし、復学できるのは、原則として学期の始め（4月または10月）となり、学年は原則として休学を願い出た時の学年となります。詳細は、学生・国際交流グループにてご確認ください。

※病気・ケガによる休学の場合は、医師の診断書が必要です。

※休学できる期間は、1年（4月～翌年3月）または半期を原則としますが、特別な事情が認められた場合は、次年度も休学することができます。ただし、3年度連続しての休学はできません。

特別休学

休学事由が、ボランティア活動・研修・労働等に該当し、かつ本学の建学の精神に則って自己の探求・成長等を図るものと認められた場合「特別休学」が認められる場合があります。

なお、特別休学が認められた場合は、その年度の納付金は免除されます（ただし、代理徴収金を除く）

退 学

病気・ケガその他やむを得ない理由により退学しようとする場合は、本学所定の「退学願（証明書自動発行機より発行）」に担任教員（商：プロゼミナール、法：直近の演習、現：直近の演習、卒業論文・卒業研究担当教員）の証印を受けた上で、学生証を添付して学生・国際交流グループに願い出ることができます。

詳細は、学生・国際交流グループに相談してください。

除 籍

学費が所定の期日（学費延納願を提出された場合は延納期限）までに未納の場合は除籍となります。

再 入 学

退学または除籍となった学生が、再入学を希望するときは、退学または除籍となった年度を含めて3年以内であれば再入学を願い出ることができます。

詳細は、学生・国際交流グループに相談してください。

アルバイトについて

アルバイトは、お金を稼ぐという意味合いだけでなく、人間形成や将来における職業選択の自己適性を知るなど大学内だけでは学べないことも多いと思われます。反面、アルバイトによって、何らかのトラブルに巻き込まれたり、自分自身を見失うような弊害も多く見受けられますので健康管理や学業との両立、アルバイトの職種などを十分考慮しましょう。

また、本館1階にアルバイト募集の掲示板がありますので活用してください。

アルバイトをする前に知っておきたい **7** つのポイント

- ① アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう!
- ② アルバイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則!
- ③ アルバイトでも、残業手当があります。
- ④ アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます。
- ⑤ アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます。
- ⑥ アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません。
- ⑦ 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を!

学生アルバイトの **Q&A**
トラブル

Q アルバイトを始めることになりましたが、時給や勤務時間（働く時間）などの労働条件について「募集広告に書いてあるとおりだよ」としかいわれないのですが?!

A 働く条件を書いた書面を必ずもらってください! 後で「最初に聞いた話と実際の時給や働く時間などが違う」と困らないように、アルバイト先から書面をもらって保存しておきましょう。法律上も、①アルバイトをする期間、②仕事の内容や働く場所、③働く時間や休日、④時給など重要なことは、雇う側が働く人に、働く条件を示した書面を渡すこととなっています。

Q 1回に6~8時間働くアルバイトをしていますが、休憩が15分くらいしか取れない日が多いのですが?!

A 法律で、アルバイトに対しても、働く時間が①6時間を超え8時間以下の場合には少なくとも45分、②8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を、与えなければならないことになっています!

Q アルバイトを始めるときに決めた曜日（回数）や時間を無視して、授業の日でもシフトを入れられてしまいます。テストの日に休みたいと言っても休ませてもらえません。

A シフトを変更するには、事前に働く人と雇う人の合意が必要です（労働契約法の規定）。決められた曜日や時間を無視して無理矢理シフトに入れられるなど、一方的にシフトを変更されて困る時は、はっきりと断りましょう! また、決められた曜日や時間に急に学校の行事などが入ってしまった時でも、諦めずにオーナーや店長などによく相談しましょう。

Q アルバイトを辞めさせてもらえません。「辞めるなら代わりのアルバイトを連れてこい」と言われます。

A アルバイトを含む労働者は、原則として会社を退職することをいつでも申し入れることができます。あらかじめ契約期間が定められていないときは、法律では、労働者は退職届を提出するなど退職の申し入れをすれば、2週間経てば辞めることができます（民法の規定）。ただし、急に辞めてしまうと、アルバイト先が困ることもあるでしょうから、アルバイト先とよく話し合ってください。

アルバイトのトラブルで困ったとき

■フリーダイヤルで相談したいとき

「労働条件相談ほっとライン」にご連絡ください。

はい! ろうどう

☎.0120-811-610 月~金▶午後5時~午後10時
土日祝▶午前9時~午後9時

■行政機関に相談したいとき

お近くの労働基準監督署や「総合労働相談コーナー」（労働局や労働基準監督署の中にあります）にご連絡ください。

（平日午前8時30分~午後5時15分）

厚生労働省ホームページにお近くの労働基準監督署や総合労働相談コーナーの場所が掲載されています。

労働基準監督署

検索

総合労働相談コーナー

検索

ホームページはこちら



人は誰も、他人のマナー違反に不快感を感じることはあるはず。でも、ちょっと立場を変えてみると、知らず知らずのうちに誰かに迷惑をかけていることもあります。相手の立場になって自分の日頃のマナーを見直してみましょう。

《通学編》

- 構内への車両乗り入れは禁止です。（車両通学許可者以外の車両通学はできません）
- 違法駐車は厳禁です。
- 危険な走行や騒音は禁止です。
- ゴミなどを捨てたり放置するのはやめましょう。
- スクールバスはお互いゆずり合って利用しましょう。
- 歩きタバコは禁止です。（我孫子市条例により市内全域禁止）

《学内編》

- 教室・事務室内での携帯電話の使用は禁止です。
- 窓口・教室内では帽子を脱ぎましょう。
- 空缶・ゴミなどは決められた場所に捨てましょう。
- タバコは指定された喫煙場所で吸いましょう。
- 学内での飲酒は禁止です。
- 構内でのスケートボード・ローラーボード等の使用は禁止です。
- 学食の食器は必ず返却しましょう。

喫煙が可能な場所



(2025年12月現在)

学生相談室 (カウンセリング)

困ったとき、誰かに相談するということは大切なスキルです。
どんな内容でもかまいません。大学内にある身近な相談室と一緒に考えてみませんか？
※相談の秘密は守られます。

- 開室時間 場 所：中央学院100周年記念館(本館) 1階
時 間：平日 10:00~18:00
電 話：04-7183-6535 (直通)
メール：soudan@mc.cgu.ac.jp

相談は予約の方が優先となります。
電話やメールにて①お名前、②学籍番号、
③電話番号をお知らせください。

たとえばこんな相談で…

人間関係のこと

友達・恋人・家族・教職員など

「人とうまく話せない」「環境になじめない…」
「周りの目が気になる」「失恋した」
「人につきまとわれて困っている」
「嫌がらせを受けている」

自分のこと

性格・適性・目標など

「本当の自分って何だろう?知りたい」
「一緒に考える人がほしい」「今の自分がキライ」
「自分のことを考えると気が重い…」「孤独だ」
「自分のセクシャリティについて悩んでいる」

カラダや気持ちのこと

緊張・集中力・睡眠・食欲・やる気・気分の落ち込みなど

「最近、体の調子が悪くなってきた」「感染症が不安」
「やる気が起きない…」
「そわそわする。落ち着かない」
「とにかく、さみしい…」
「お酒やゲームをやめられない」
「心にぽっかり穴があいてしまった」

学生生活のこと

就職・進路・バイト・成績・ゼミ・サークル・悪質勧誘など

「勉強に集中できない」「障害・病気のことで…」
「“決める”前に誰かと相談したい!」
「留年しそうでまいてっている…」
「大学をやめようと考えている」
「SNSトラブルに巻き込まれてしまった」
「バイトを辞めさせてもらえない」

●利用内容

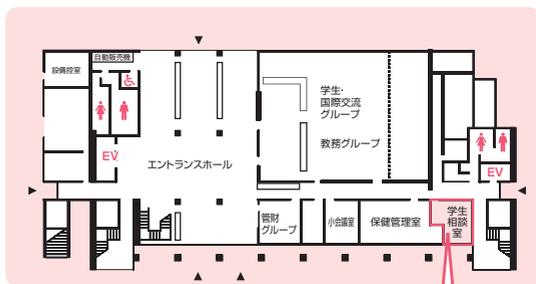
- カウンセリング
- 心理テスト
- グループワーク
〈ゲーム、物作りなどの
ワークショップ・セミナー〉

※料理、クイズ大会、バスボム作りなどのワークショップを例年実施しています。今年度の実施についてはホームページや「CGUポータル」でお知らせします。

- 図書貸出し
- 学内外利用機関の紹介

●スタッフ 臨床心理士 複数名

本館1階



保健管理室

保健管理室では皆さんが心身共に健康で充実した学生生活を送れるよう、健康に関するサポートをしています。

●開室時間

場 所：中央学院100周年記念館(本館) 1階
時 間：平日 9:00~17:00 ※看護師が対応しています。
電 話：04-7183-6515 (直通)

●定期健康診断

- ・学校教育法、学校保健安全法に基づき、毎年4月に定期健康診断を実施します。学生全員が受診することになっています。
※就職活動等で使用する『健康診断証明書』については、定期健康診断を受診した学生は証明書自動発行機で発行できます。

●応急処置および健康相談

学内でのけがや急病時に応急処置をします。健康相談も行っていますので身体のことや気になることがあれば気軽に来所してください。医療機関の案内もしています。

●学校感染症の予防(結核とはしか)

- ・結核…健康診断を必ず受診する。結核の早期発見に有効な胸部X線撮影検査が健診項目に含まれています。
- ・はしか…はしかにかかった事がなく、2回のワクチン(予防接種)を受けていない方は、ワクチン接種を受けましょう。

はしか・風しん・インフルエンザなどは学校保健安全法により出席停止の措置がとられますので、かかった場合は必ず医療機関を受診し保健管理室へ連絡してください。
P16特別出席扱い(学校感染症にかかった場合)参照。

学生サポート

学生相談員

本学では、学生生活を送る上で立ち塞がる様々な問題、「授業・成績に関すること」「交遊関係」「身体障害に係る支援要請」等々に対応しています。小さな事でも構いません。気になることがあったら相談してみてください。

場 所：学生・国際交流グループ
時 間：平日 9:00～17:00
電 話：04-7183-6508
メー ル：support@mc.cgu.ac.jp

学習相談デスクについて

勉強について（スケジュールの立て方、レポートの書き方、ノートのとり方、コメントペーパーのとり方など）相談員に相談できます。予約も可能です。予約先（04-7183-6518）学生国際交流グループ

場 所：図書館コミュニケーションラウンジ
曜日・時間：CGU ポータルで案内

学生サポート

障害学生支援について

本学では、教育の理念「少数教育を通じて公正な社会観と倫理観の涵養、人権感覚や共生意識を育むことにより、複雑化する現代社会を生き抜くための実力と創造力を備え、社会に貢献できる有能な人材を育成する」に基づき、障害のある学生もない学生も平等に教育・学生生活を受け、社会に貢献しうる人材として成長するために、合理的かつ積極的な配慮及び支援を行います。

支援の流れ

1. 障害があり、学生生活に不安や心配のある学生は、いつでも気軽に、障害学生支援ネットワークの窓口である学生・国際交流グループに問合せ、または相談をしてください。
2. 問合せ、または相談の結果、大学に対して配慮を申請する場合は「修学支援申請書」を受け取り、必要事項を記入して学生・国際交流グループへ提出してください。
3. 提出後、学生と障害学生支援ネットワーク担当者で面談を行い、必要な支援について話し合います。
※面談に関しては、状況により学生の保護者の方の同席をお願いすることがあります。
4. 面談後、障害学生支援ネットワークにおいて支援の内容や可否、方向性を決定します。
5. 決定内容について学生に通知し、実施します。
6. 実施後も定期的に支援内容を見直し、調整します。

※「障害学生支援ネットワーク」・・・障害のある学生の支援について審議・体制整備・調整するため、関係する教職員で構成されたネットワークグループです。

●支援の一例

・個別相談

障害学生支援ネットワークの担当者、担任教員、保健管理室、学生相談室など、相談できる場所が複数あります。ご本人に適した相談場所と一緒に探り、繋げていきます。

・授業での配慮

授業を受ける上で困っていること・困るであろうことを確認し、障害の状態や授業の形態に合わせて配慮の方法を探ります。例えば、声が聞き取りにくい場合には、補助機器を使用する、座席の配慮を行う、プリントを事前に配布する、などの手立てが考えられます。

・機器の貸出し

FMシステム（授業担当教員の声を学生へ直接届ける補聴援助システム）機器を貸出しします。その他、支援に適した機器がある場合には貸出しします。

※可能な限りの検討を重ねた結果、お断りせざるを得ない支援もあることをご承知おきください。（例：購入が難しい高額機器の使用）

●障害学生支援ネットワーク

学生・国際交流グループ（平日 9:00～17:00）
電話：04-7183-6518

学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付帯）

本学では、入学時に全員が「学生教育研究災害傷害保険」に加入しています。（保険料は入学時納入金に含む）さらに、通学中等傷害危険担保特約を付帯しているため、通学中等や学校施設等相互間の移動中に発生した事故においても保険金が支払われます。詳しくは、入学時に配布された「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照してください。

【保険金が支払われる場合】 次の日数以上の治療を受けた方が、保険金を受け取る対象になります。

- ① 正課中・学校行事中…通院日数1日以上
- ② 学校施設内(課外活動を除く)・通学中・学校施設等相互間の移動中…通院日数4日以上
- ③ 課外活動中…通院日数14日以上

事故発生時の活動の種別	通院日数(※)	支払保険金	入院加算金(180日限度)
正課中・学校行事中	1～3日	3,000円	入院1日につき 4,000円 ※入院加算金は、 医療保険金の支払いの 有無に関係なく 入院1日目から 支払われます。
学校施設内にいる間(課外活動(クラブ活動)中を除く)・通学中 学校施設等移動中(車での通学は 含まれない)	4～6日	6,000円	
	7～13日	15,000円	
	14～29日	30,000円	
学校施設内外を問わず 課外活動(クラブ活動)を 行っている間	30～59日	50,000円	
	60～89日	80,000円	
	90～119日	110,000円	
	120～149日	140,000円	
	150～179日	170,000円	
	180～269日	200,000円	
	270日以上	300,000円	

(※)「通院日数」とは原則として実際に入院または通院した日数をいいますが、ギプス等を常時装着した場合はその日数が含まれる場合もあります。

【保険金が支払われない場合】 故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害、無資格運転・酒酔い運転、施設外での危険なスポーツを行っている間など。

【事故が起きたら】 事故が起きた場合は、速やかに学生・国際交流グループに報告してください。事故通知はがきに必要な事項を記入して保険会社へ郵送します。

※事故発生日から30日以内に保険会社へ通知しない場合、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

※通院の際にかかった治療費の領収書のコピーが必要になります。各自保管しておいてください。

学研災付帯賠償責任保険

本学では入学時に全員が「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。（保険料は入学時納入金に含む）正課、学校行事、課外活動(インターンシップ、教育実習、ボランティア活動など全て学校が認めたものに限る※クラブ活動は含まれない)及びその往復中に、他人にケガをさせた、他人の財物を損壊したことなどにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について支払われる保険金です。対人賠償と対物賠償を合わせて1事故につき1億円限度(免責金額0円)の保険金が支払われます。

事故が起きた際は、遅滞なく東京海上日動の損害サービス課(学校保険コーナー) (0120-868-066)に電話をし、氏名・年齢・在籍する大学名、事故発生の日時、場所、被害者の氏名・年齢・事故の原因、被害の程度を通知してください。通知が遅れた場合は、保険金が減額される場合があるので注意してください。その後、学生・国際交流グループへ事故を起こしたこと、保険会社へ連絡したことを報告してください。

任意保険

正課中や課外活動等はもちろん、「学生教育研究災害傷害保険」では対象とならない様々な事故や病気に対しても保証する制度があります。詳細は学生・国際交流グループに相談してください。

その他の補償制度

学生教育研究災害傷害保険適用外の教育活動、クラブ活動および対外試合中における負傷は、本学後援会により補償される場合がありますので、詳細は学生・国際交流グループに相談してください。

1. マルチ商法

個人を商品の販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘すれば収入になると商品の購入をさせ、販売組織を連鎖的に拡大しつつ、商品・サービスの提供を行う商法です。

事例 久しぶりに学生時代の友人から連絡があり、ためになる話があるとセミナーに誘われ会場に行った。友人の恩師という人から「健康食品を購入し、友達に売ればマージンが入る。さらに、自分が勧誘した人が新たに会員を増やしていくとボーナスが入る」と誘われた。

- ① 悪質なマルチ商法は、一部の成功例を強調し、あたかも全員が成功するように勧誘してくることがあります。「必ず儲かる」ウマイ話はありません。
- ② 多量の商品を購入したが、思ったように売れず、収入にならない。職場の同僚や友人を勧誘することが多いため、職場での信頼や友人関係を壊すことも多く、場合によっては、会社等の就業規則に違反することもあります。
- ③ マルチ商法を行う者は、特定商取引法(連鎖販売取引規制)によって、契約内容を説明した書面の交付が義務付けられています。書面には、商品や金銭負担の内容だけでなく、利益の計算方法等を明示することになっていますので、取引の仕組み、リスク等をよく理解し、冷静な判断をすることが重要です。
- ④ なお、商品が介在しない、いわゆる「ねずみ講」は「無限連鎖講の防止に関する法律」で禁止されています。

2. アポイントメントセールス、キャッチセールス

電話で「あなたが特別に選ばれましたので、〇〇を取りにきてください」などと言って販売目的を告げずに営業所などに誘い出し、商品やサービス等の購入の契約をさせるアポイントメントセールス。駅前や路上で呼び止めて営業所などに連れていき、商品やサービス等を販売するキャッチセールス。

事例 街で「美容に関する調査をしています。協力してくれたら、化粧品のサンプルを差し上げます」と声をかけられた。営業所についていきアンケートに答えたが、終わると別の人が現れ、高額な化粧品の購入を勧められた。閉め切った部屋で勧誘され、契約しないと帰れない雰囲気だった。

- ① どちらの商法も営業所などに連れていき、長時間にわたり勧誘し契約を迫ってきます。
- ② 「ただ」に釣られて、簡単について行かないことが肝心です。
- ③ 不要な商品の販売には、毅然と断ることが大事です。

3. デート(恋人)商法

「出会い系」で知り合った異性からデートに誘われ、イベント会場でアクセサリ等を契約させられてしまう商法です。

事例 「出会い系」サイトやSNSで知り合った若い異性に、「今度デートしようよ」と誘われた。デートの途中、近くで自分がデザインしたアクセサリを展示しているイベントをやっていると連れて行かれ、好きだったらアクセサリを購入するよう勧められた。嫌われたくないからローンで契約してしまった。

- ① 恋愛感情を巧みに利用し、契約へ誘導するのが目的です。
- ② 一度買ってしまうと、また購入してもらえと思われ、次々に商品をせがまれることがあります。
- ③ 大事な人に高額な商品を買ってあげるなんておかしいと気づきましょう。
- ④ 少しでも怪しいと思ったら、周りの友人などに相談しましょう。

4. 訪問販売

自宅や職場へ販売員が訪問してくる商法

事例 「お届けものです」と人が訪ねてきた。ドアを開けると、実は新聞の勧誘員で「部数を伸ばしたいので、名前だけでも良い。いつでも解約できるから」と執拗に勧誘され、夜だったので押し問答になるのも面倒で契約をした。

- ① 1人暮らしや留守番のときを狙って突然訪問し、電話会社や消防署の職員を装ったり、無料点検と言って家に上がり込み、商品の購入を長時間、執拗に勧誘する場合があります。
- ② 簡単にドアを開けたりせず、要件を再度確認する。服装やセールストークに惑わされることなく、契約は慎重にしましょう。

5. スキミング

スキミングとは、他人のクレジットカードやキャッシュカードの裏面にある磁気テープに記録されている各種データ(会員番号や口座番号など)を、スキマー(スキミングマシン)と呼ばれる、カード情報読み取り装置で盗み取る行為です。最近、ニュースでカード犯罪が報道されるようになりましたが、まだ多くの方がスキミング犯罪被害は、「自分には関係のない話」と他人事のように捉えているのではないのでしょうか? クレジットカードを正しく理解し、賢く利用しましょう。

- ① 誕生日・電話番号・簡単な連番などの暗証番号は避けましょう。
- ② クレジットカードの明細書は必ずチェックしましょう。
- ③ 銀行の通帳も月に1度は記帳しましょう。

6. 身に覚えのない架空請求

利用した覚えのない架空の有料サイト利用料、債権などを請求する文書が、電子メール、ハガキ、封書、SNS等で届けられる場合があります。

事例 携帯のメールに「アダルトコンテンツ利用料」の請求が届いた。内容を見ると「こちらは債権代行者であり、あなたご覧になったホームページの運営責任者より利用料金の回収を委託されていて、今回の報告で期日までに連絡がないと自宅や勤務先に回収に行く」と書いてある。見た覚えはないが、回収に来られると困るから「見た覚えがない」と連絡した方がいいのかなあ?

- ① 何らかの名簿を入手した悪質業者が、アトランダムに根拠のない請求書を大量に送ったものです。
- ② 身に覚えがない場合は徹底的に無視しましょう。
- ③ 返信などして、新たな個人情報教えてしまうと、次の被害に繋がる恐れがあるので、これ以上個人情報は知られないようにしてください。
- ④ 根拠のない悪質な取り立ての場合は、警察に届けましょう。

7. 資格商法を中心とした電話勧誘販売

自宅や職場に電話をかけてきて、資格取得のために講座の受講や教材の購入契約をさせる商法。

事例 ○○教育振興センターといった公的機関を装い電話をかけてきて、「あなたの会社から依頼を受け、将来有望な選ばれた人にだけ当講座を紹介しています。定員は残りわずかです」と言われ契約をしたが、同僚に聞いてみるとそんな事実は無かった。

- ① 長時間、何度も執拗に勧誘して契約を迫り、「結構です」「はいはい」といった曖昧な返事をもって契約が成立したと主張し、契約書へ署名させ代金の支払いを迫ってきます。
- ② 「近く国家資格になる」、「試験が免除される」、「昇進に有利」、「会社から依頼を受けた」など、実際と違ったり、誇大セールストークで勧誘するケースが多い。
- ③ また、過去に類似の資格講座を受講していた人に、資格を取得するまで契約が続いていると言って更新費用の支払いを求めたり、あなたの名前を受講者名簿から削除するには抹消料が必要と言って費用を請求してくる二次被害も発生しています。
- ④ 電話による承諾でも契約は成立するので、慎重に考えて返事をする。必要がなければはっきり断ることが重要です。
- ⑤ 職場に勧誘電話があり困ったときには、上司や同僚に相談するなど、1人で抱え込まないようにしましょう。

何かおかしいな困ったことになったなと思った時は…

我孫子市消費生活センター

JR 我孫子駅南口・アビイクオーレ 2F (イトーヨーカドー 我孫子南口店 2F)
04-7185-0999

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは

アンケートを装って不要なサービスを強引に売り付けようとしたり、うまい儲け話を言葉巧みにもちかけてきて、よく考えることもできずに契約をしてしまうことがあります。そのような場合、一定期間内であれば、消費者が一方向的に無条件で契約を解除できる権利です。

どんな場合にできるのか?

- ① 家庭訪問販売で契約した場合。
- ② 路上で「アンケートに協力して」などと呼び止められて連れていかれた営業所で契約した場合。(キャッチセールス)
- ③ 「選ばれたので、話を聞きに来て」などと、呼びだされた営業所で契約した場合。(アポイントメント商法)
- ④ 会場に集めた人達に無料で日用品等を配り、興奮状態にして高額商品を売り付ける催眠商法(SF 商法)で契約した場合。
- ⑤ 電話勧誘販売で契約した場合。
- ⑥ マルチ商法の場合。

クーリング・オフの方法は?

- 書面(はがき)で行う場合、「特定記録郵便」または「簡易書留」など 送付・発信記録の残る方法で送付し、コピーや発信・送付記録は保管しておきましょう。
- 電磁式記録で行うこともできます。詳しくは独立行政法人国民生活センターのホームページでご確認ください。

クーリング・オフをしたあとは

- ① 支払ったお金は、すべて返金されます。
- ② 損害賠償や違約金を請求されることはありません。
- ③ 商品を受け取っている場合、業者が引き取ります。

クーリング・オフできない場合

- ① 化粧品、健康食品などの消耗品を使用、消費した場合。
- ② 3,000円未満の商品等を購入し、その場で商品と引き換えに代金のすべてを支払った場合。
- ③ 乗用自動車の場合。
- ④ インターネット通販の場合。

未成年者が契約をするとき

未成年者(18歳未満)が契約するときには、法定代理人の同意を得る必要があります。法定代理人は通常は両親です。法定代理人の同意を得ずに契約した場合、後で未成年者本人からでも法定代理人からでも、その契約を取り消すことができます。クーリング・オフの詳細は、独立行政法人国民生活センターのホームページでご確認ください。

●クーリング・オフ制度一覧

取引内容	期間
訪問販売*	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間

*キャッチセールス、アポイントメント商法など含む。

- 日本消費者協会消費者相談室 TEL 03-5282-5319
- 経済産業省関東経済産業局消費者相談室 TEL 048-601-1239
- 千葉県消費生活センター TEL 047-434-0999
- 我孫子市消費生活センター TEL 04-7185-0999
- 柏市消費生活センター TEL 04-7164-4100

その他

カルト的団体勧誘トラブル

カルト的団体の勧誘に注意

サークル等を装い勧誘活動を行うカルト的団体に注意してください！ 大学キャンパスの内外で勧誘活動を行うカルト的団体があります。これらの中には、「今度一緒に食事しませんか」「一緒にスポーツ（テニス・サッカー・バスケットボール等）をしませんか」「パーティーに参加しませんか、他大学や社会人の友達ができます」「ボランティア活動に興味はありませんか」などと、音楽やスポーツ、ボランティアなどのサークルを装って勧誘し、知らないうちにマインドコントロールされてしまうものがあります。このような団体に入会することは、精神的・経済的に多大な被害を受け、大学生活が台無しになるばかりではなく、友人を勧誘することで仲間同士の信頼関係を壊すことにもなりかねません。自分達の身分や真の活動内容を明かすことなく接近し、勧誘を行うグループには十分注意し、氏名、電話番号や、住所など、個人情報をお教えないようにしてください。そして「怪しい」と感じたら、強い意志を持ってキッパリと断りましょう。

カルトの被害にあわないために

●看板に偽りあり

カルト的団体は、ほとんどの場合、教義や本来の目的を偽って勧誘します。途中から活動内容が変わってきたら注意すること。

●はっきりノーと言う

親切にしてくれる人からの頼みは断りにくいものです。しかし、おかしいと思った時は勇気をもって「ノー」と言いましょ。

●友人や家族に相談する

「だれにも相談してはいけない」と言われたら注意が必要です。マインドコントロールに引っかからないためにも、信頼できる人に相談しましょう。

●とにかく逃げる

あいまいな返事を続けているうちに、脱会することができなくなります。情報制限や身の危険を感じたら、すぐに逃げることです。そして家族や学生課、専門家に相談してください。

- 不審な勧誘・署名活動を「受けた・見た」場合は学生・国際交流グループ窓口に連絡してください。
- 不安に感じた場合は、学生相談室、学生・国際交流グループ窓口に連絡してください。
参考文献：カルトからの脱会と回復のための手引き（日本脱カルト協会）
- 関連リンク**：日本脱カルト協会 <http://www.jsccpr.org>

その他

薬物乱用防止に関する注意

全国各地で危険ドラッグを吸引して、救急車で運ばれたり、死亡したりする事件が増えています。「危険ドラッグ」とは、乾燥した植物に、幻覚や興奮作用のある合成化学物質を吹きかけたものです。危険ドラッグは、「お香」「合法」等と称してネットで販売されていたり、駅前で声を掛けられたりと、簡単に入手できる現状があり、またダイエット効果があるなどと間違った認識が広がっていますが、身体への影響は大麻や覚醒剤などと同じです。使用すれば幻覚や意識を失うなどの症状が起こり、最悪の場合、死にいたりします。どんなものが含まれているのかわからないという点でも、非常に危険です。絶対に購入、吸引等しないよう注意してください。万一そのような行為を行った学生があれば、本学としては退学を含む厳重な処分を行います。本学の学生としての自覚を常に持ち、責任ある行動をとるように心がけてください。

●危険ドラッグには手を出さない。

使用すると、呼吸困難を起こし、死亡することもあります。また、異常行動を起こして、他者に危害を加えてしまうこともあります。

●甘い言葉に騙されず、きちんと断る。

「1回だけなら平気さ」「イライラがとれてすっきりするよ」「肌がきれいになるよ」「眠気がとれて勉強ができるよ」などの甘い誘いに乗らず、万一、勧められても「いやだ!」ときっぱり断る勇気を持つこと。

●薬物乱用の危険性は身近にあり、自分には関係ないと思わない。

インターネットで簡単に入手できたり、駅前で声を掛けられたりと薬物の危険性は身近にあります。自分に都合のいい情報だけに目を向けるのではなく、何が正しいのかきちんと情報を見極める知識を身につけてください。また一人で悩まず友人や家族に何でも相談しましょう。

関連リンク 「薬物のない学生生活のために」で検索（文部科学省 HP）
「薬物乱用防止に関する情報」で検索（厚生労働省 HP）

その他

飲酒に関する注意

近年、全国の大学生のあいだで、未成年者の飲酒やイッキ飲み等により急性アルコール中毒となり死亡する事故が相次いでいます。お酒は間違った飲み方をすることで命を落とす危険性があるものです。クラブ・サークルや研究室などの集まりで、アルコールが出される機会もあるかと思いますが、飲酒にあたっては、次の点を厳守してください。

他の人に無理に飲酒を勧めない。

飲酒の強要はもちろんのこと、そのような習慣が黙認される状況や、断りづらい雰囲気の中で飲酒をすすめることは事実上の「飲酒の強要」であり、アルコール・ハラスメントです。

成年者でも、イッキ飲み等の危険な飲酒はしない。他人にさせない。

急性アルコール中毒は、「イッキ飲み」のように大量のアルコールを短時間に飲むと起こります。ひどい場合は死に至るため、自殺行為だといえます。飲酒の強要により重大事故等を引き起こした場合は、本学学生としての身分にも影響を及ぼしかねないだけでなく、刑事的責任や民事的責任が発生するケースもあります。

未成年者の飲酒は厳禁です。勧めない。勧められても飲まない。

未成年の飲酒は違法行為です。決してしないように、させないようにしてください。未成年であることを知らなかった、という言い訳は通用しません。

少しでも飲酒をしたら、自動車・バイク・自転車の運転をしない。

飲酒運転は法律により禁止されており、たとえ交通事故に至らない場合でも重大な犯罪です。また重大事故に結びつく危険行為となりますので、自分だけでなく周りにも注意を促してください。

万が一、酔いつぶれた者が出た場合は、一人にしないで責任をもって介抱する。

【危険な状態】

- ① 大いびきをかいて、呼んでもつねっても起きない。
- ② 顔色が悪く、とろんとして、名前を呼んでも全く反応がない。
- ③ 体温が下がって全身が冷たい。
- ④ 呼吸が異常に速くて浅い、または異常にゆっくりで時々しか息をしない。

* 急性アルコール中毒の症状は、吐き気、嘔吐、めまい、動悸、血圧低下、意識障害です。体を動かしたり、つねったりしても反応がなければ危険な状態です。応急措置とともに、ためらわずに救急車（119番）を呼びましょう！！

【応急処置】

- ① 絶対に一人にしない。（周囲の者が必ず付き添うこと。）
- ② 衣服をゆるめて楽にする。
- ③ 毛布などを掛けて保温する。
- ④ 吐き気があれば、顔を横に向ける。（あおむけのままだと、嘔吐物で窒息する可能性があります。）
- ⑤ 吐きそうになったら、横向きのまま吐かせる。

その他 ストーカー対策

ストーカーとは、好意や怨恨などの理由により、執拗に付きまとうなどの行為を繰り返すことです。「気に入られた」「冷たくされた」という一方的な勘違いからストーカーに発展することもあります。被害者の約8割が女性であり、20歳、30歳代が多くを占めます。加害者は交際相手（元交際相手を含む）が6割を占め、知人関係等を含むと全体の約9割が面識のある者となっています。

ストーカー規制法とは

2000年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が制定され、「つきまとい等」と「ストーカー行為」の2つについてが規制の対象です。

1. 「つきまとい等」とは

- ・つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・監視していると告げる行為・面会・交際の要求
- ・乱暴な言動・無言電話、連続した電話、ファクシミリ・メール、SNSのメッセージ等
- ・汚物などの送付・名誉を傷つける行為・性的しゅう恥心の侵害

2. 「ストーカー行為」とは

同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定して、罰則を設けています。

きっかけをつくらないために

ストーカーに狙われないために、日頃の行動に注意が必要です。相手のことをよく知らないのに安易に個人情報を教えることは避けましょう。また交際中に「キレイやすい」「よく嘘をつく」「自己中心的」など、おかしいなと感じたら離れる勇気を持つことも必要です。近年、リベンジポルノとして別れた元恋人の裸の写真や動画をインターネット上に流出させる嫌がらせ行為も問題となっているので、交際中もそのような写真や動画を撮影させないように注意しましょう。別れる際は、相手を傷つける別れ方だけは、絶対にしてはいけません。誰もがストーカーになる要素は持っていることを忘れないでください。恨みを持たせること、未練を持たせること、気持ちを踏みにじるようなことはやめましょう。最低限の思いやりを持って、誠実な別れ方をするように自分も努力する必要があります。

ストーカー被害にあってしまったら

ストーカー対策の第一歩は、相談していつでも誰かが心配してくれているという認識を持つことです。両親や友人、大学カウンセラーなど一番相談しやすい人に、できるだけ早く相談しましょう。またひとりで行動するのは避け、防犯対策を万全にし、悪質なストーカー行為の場合は早めに最寄りの警察署に相談しましょう。また具体的な証拠となる電話やメールの記録、日記などによるストーカー行為の内容を残しておくことが大切です。

問合せ先

●警視庁 生活安全総務課 ストーカー対策室 相談受付

（相談受付時間 平日8時30分～17時15分）

TEL：03-3581-4321（警視庁代表）

●女性の人権ホットライン

配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。相談は無料、秘密は厳守します。（相談受付時間 平日8時30分～17時15分）

TEL：0570-070-810 TEL：043-247-9922（千葉地方法務局）

その他 SNS利用の注意

X、Instagramなど、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を利用している学生も多いと思います。気軽に情報収集ができ、誰もが自由に、主体的に発言することができ、広くつながりあえることはとても便利で魅力的です。しかしこのSNSも便利で楽しい反面、危険性も伴います。スマートフォン、タブレット端末などが普及し、利用者が増加するにつれ、事件やトラブルが多く発生しているのも事実です。アクセス制限をしていないアカウントは、ただの独り言のつもりでも、全世界に向かって情報を発信しているのと同じことです。友達同士のおしゃべりであれば問題がないことでも、「不特定多数に向かって発信した」場合は、個人情報の漏えい、名誉毀損、プライバシー侵害、守秘義務違反などの点で問題になることがあります。最悪の場合は、停学・退学、内定の取り消し、解雇、法的な処罰、といった処分を受けることがありますので、十分に注意してください。今、企業の中には学生の発言を、綿密にチェックしていて、採用試験の参考にしている場合もあります。過去の発言も永遠に残っていて、遡って検索できますから就職活動の間だけ注意しても意味はありません。今の軽率な発言が、将来をつぶす可能性があることを重々認識してください。またアクセスを制限していても、システムエラーや、フォロワーのミスあるいは悪意によって、意図的・無意図的に内容が漏えいされる可能性は決して低くはありません。また、犯罪や反社会的行為、訴訟など何らかの問題が発生した場合、プロバイダ責任制限法によって被害者には発信者情報を開示請求することが認められています。ネット上に完全な匿名性やセキュリティはありませんので、アクセスを制限していることに対して安全を過信することなく、発言には十分注意してください。

他者の個人情報を許可なく載せない

個人情報は、実名や顔写真、肩書き、所属だけでなく、行動も含まれます。個人には、こうした自己に関する情報公開をコントロールする権利（プライバシー権）があります。たとえば、町中で友人や教職員を見かけても、あなたの気軽なツイートが、本人に迷惑をかけたり、訴えられたりすることがありますので、そのような情報は公開するのをやめましょう。

他者を誹謗・中傷する書き込みはしない

実名が出ていればもちろん、実名が出ていなくても、関係者にはその個人や団体が識別できる形で、社会的評価を不当に貶める誹謗・中傷は、名誉毀損に該当します。たとえば、友人や教職員、または大学やバイト先、就職活動先に対する一方的な不平・不満、暴言・罵詈雑言は、相手の名誉を毀損している可能性があります。また、名誉毀損にならなくても、相手がそれを不快と感じれば、精神的損害を理由とする賠償の問題になり得ます。学内でハラスメントなど問題がある場合は、学生相談室や学生・国際交流グループなどに相談に来てください。

守秘義務を理解する

大学や企業など、所属する団体に対して、所属メンバーは守秘義務があります。たとえば、アルバイト先のシステム、顧客情報（「有名人が来店した」なども含む）などを、従業員がX（旧Twitter）やInstagramで公開するのは、守秘義務違反、服務規程違反に当たります。違反すれば解雇は必至ですし、アルバイト先に与えた損害（社会的評価や信用の失墜）は償えるものではありません。また大学についても同じことです。教職員や学生の個人情報、学内のアルバイトで知り得た部署の情報、入試の面接委員や監督者の配置、受験生のことなど、学内の情報を漏えいすることは許されません。

モラルに違反する内容を公開しない

未成年のたばこや飲酒、飲酒運転、カンニングのような不正行為については、おこなわないことが当たり前であり、それ自体が処罰の対象となり得ます。そのような内容を載せることは、ネット上でも激しい批判を浴び、その結果、あなたの実名、顔写真、所属はもちろんのこと、住所や電話番号、さらにはあなたの交友関係、家族の情報までが、あらゆる方面から集められ、ネット上に公開されることもあります。軽率な発言の結果として、あなたも家族も、いたずら電話や嫌がらせなどに悩まされることになり得ますので十分に注意しましょう。



中央学院大学（学生・国際交流グループ）：〒270-1196 千葉県我孫子市久寺家 451
Tel.04-7183-6518/Fax.04-7182-1312